

令和7年10月1日

各位

会 社 名 株式会社 アイネスリレーションズ
許可番号 派 13-040180
許可年月日 平成元年12月1日
報告対象期間 2023/4/1～2024/3/31

労働者派遣事業に関するお知らせ

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十三条第五項の規定に基づき、下記のとおり情報を公開いたします。

記

1. 事業所名称
事業所所在地
- 株式会社アイネスリレーションズ クレエ・スタッフ
神奈川県川崎市幸区鹿島田1-1-2新川崎ツインタワー WEST TOWER 22階
- (1) 日雇い派遣以外の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 20,294円
日雇い派遣以外の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 16,565円
日雇い派遣以外のマージン率(賞与・退職金・社会保険経費は含まず) 18.4%
- (2) 日雇い派遣の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 17,164円
日雇い派遣の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 12,599円
日雇い派遣のマージン率(賞与・退職金・社会保険経費は含まず) 26.6%
- (3) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
健康保険負担率 4.600%
厚生年金負担率 9.150%
雇用保険負担率 0.900%
介護保険負担率 0.900%
労災保険負担率 0.228%
子ども子育て拠出金負担率 0.360%
- (4) 派遣労働者の数(2024年3月31日現在)
日雇派遣労働者 45人
日雇派遣労働者以外の労働者
無期雇用派遣労働者 27人
有期雇用派遣労働者 177人
- (5) 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数(派遣先事業所数) 31件
- (6) 派遣労働者等教育訓練実績

	1年目	2年目	3年目		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	124	24	18	1～3年目のaの合計 (c)	166
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	116	3	2	1～3年目のbの合計 (d)	121
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	2	8	9	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)	2

(7) 教育訓練およびキャリアコンサルティングの申込み連絡先 TEL 044-280-9326

労使協定を締結しているか否かの別等

※ 労使協定を締結しているか
※ 対象となる派遣労働者の範囲
※ 労使協定の有効期限

締結している
正社員・アイネス再雇用者を除く、弊社と派遣労働契約を締結する全従業員
2026年3月31日

2. 事業所名称 株式会社アイネスリレーションズ 札幌
事業所所在地 北海道札幌市中央区大通西9-3 キタコーセンタービルディング4F

- (1) 日雇い派遣以外の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 20,800円
日雇い派遣以外の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 15,132円
日雇い派遣以外のマージン率(賞与・退職金・社会保険経費は含まず) 27.3%
- (2) 日雇い派遣の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 0円
日雇い派遣の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 0円
日雇い派遣のマージン率
- (3) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- | | |
|--------------|--------|
| 健康保険負担率 | 4.600% |
| 厚生年金負担率 | 9.150% |
| 雇用保険負担率 | 0.900% |
| 介護保険負担率 | 0.900% |
| 労災保険負担率 | 0.228% |
| 子ども子育て拠出金負担率 | 0.360% |
- (4) 派遣労働者の数(2024年3月31日現在)
- | | |
|---------------|-----|
| 日雇派遣労働者 | 0人 |
| 日雇派遣労働者以外の労働者 | |
| 無期雇用派遣労働者 | 13人 |
| 有期雇用派遣労働者 | 8人 |
- (5) 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数(派遣先事業所数) 12件
- (6) 派遣労働者等教育訓練実績

	1年目	2年目	3年目		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	20	0	15	1～3年目のaの合計 (c)	35
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	2	0	3	1～3年目のbの合計 (d)	5
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	10	0	5	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)	7

(7) 教育訓練およびキャリアコンサルティングの申込み連絡先 TEL 011-271-5237

労使協定を締結しているか否かの別等

※ 労使協定を締結しているか	締結している
※ 対象となる派遣労働者の範囲	正社員・アイネス再雇用者を除く、弊社と派遣労働契約を締結する全従業員
※ 労使協定の有効期限	2026年3月31日

3. 事業所名称 株式会社アイネスリレーションズ 東北
事業所所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1-17-7 仙台上杉ビル7F

- (1) 日雇い派遣以外の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 20,104円
日雇い派遣以外の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 11,420円
日雇い派遣以外のマージン率(賞与・退職金・社会保険経費は含まず) 43.2%
- (2) 日雇い派遣の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 0円
日雇い派遣の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 0円
日雇い派遣のマージン率
- (3) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- | | |
|--------------|--------|
| 健康保険負担率 | 4.600% |
| 厚生年金負担率 | 9.150% |
| 雇用保険負担率 | 0.900% |
| 介護保険負担率 | 0.900% |
| 労災保険負担率 | 0.228% |
| 子ども子育て拠出金負担率 | 0.360% |
- (4) 派遣労働者の数(2024年3月31日現在)
- | | |
|---------------|----|
| 日雇派遣労働者 | 0人 |
| 日雇派遣労働者以外の労働者 | |
| 無期雇用派遣労働者 | 3人 |
| 有期雇用派遣労働者 | 4人 |
- (5) 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数(派遣先事業所数) 5件
- (6) 派遣労働者等教育訓練実績

	1年目	2年目	3年目		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	32	0	24	1～3年目のaの合計 (c)	56
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	10	0	3	1～3年目のbの合計 (d)	13
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	4	0	8	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)	5

(7) 教育訓練およびキャリアコンサルティングの申込み連絡先 TEL 022-227-1988

労使協定を締結しているか否かの別等

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ※ 労使協定を締結しているか | 締結している |
| ※ 対象となる派遣労働者の範囲 | 正社員・アイネス再雇用者を除く、弊社と派遣労働契約を締結する全従業員 |
| ※ 労使協定の有効期限 | 2026年3月31日 |

4. 事業所名称 株式会社アイネスリレーションズ 大阪
事業所所在地 大阪府大阪市中央区本町2-5-7 メットライフ本町スクエア14F

(1) 日雇い派遣以外の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 31,272円
日雇い派遣以外の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 22,724円
日雇い派遣以外のマージン率(賞与・退職金・社会保険経費は含まず) 27.3%

(2) 日雇い派遣の労働者派遣に関する料金額の平均(8時間当たり) 0円
日雇い派遣の派遣労働者の賃金額の平均(8時間当たり) 0円
日雇い派遣のマージン率

(3) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
健康保険負担率 4.600%
厚生年金負担率 9.150%
雇用保険負担率 0.900%
介護保険負担率 0.900%
労災保険負担率 0.228%
子ども子育て拠出金負担率 0.360%

(4) 派遣労働者の数(2024年3月31日現在)
日雇派遣労働者 0人
日雇派遣労働者以外の労働者
無期雇用派遣労働者 4人
有期雇用派遣労働者 11人

(5) 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数)派遣先事業所数) 4件

(6) 派遣労働者等教育訓練実績

	1年目	2年目	3年目		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	17	0	0	1～3年目のaの合計 (c)	17
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	17	0	0	1～3年目のbの合計 (d)	17
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	1	0	0	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)	1

(7) 教育訓練およびキャリアコンサルティングの申込み連絡先 TEL 06-6563-7090

労使協定を締結しているか否かの別等

※ 労使協定を締結しているか 締結している
※ 対象となる派遣労働者の範囲 正社員・アイネス再雇用者を除く、弊社と派遣労働契約を締結する全従業員
※ 労使協定の有効期限 2026年3月31日

上記4事業所についての共通事項

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費については以下のようなものも含まれます。

- ※ 派遣労働者の社会保険料の約50%
- ※ 派遣労働者の年次有給休暇の賃金の全額
- ※ 募集費、教育費、福利厚生費
- ※ 事業運営に必要な家賃、事務経費、システム維持費、管理職員人件費、その他経費等

社会保険料について

- ※ 健康保険、厚生年金、雇用保険、介護保険については、月間の労働時間、就業期間等、加入条件を満たした職員が加入対象となっております。
- ※ 労災保険は、当社で就業している職員全員が対象となっております。
- ※ 事業年度が終了し、金額等に変更があった場合は速やかにお知らせいたします。

以上